

令和 8 年第 2 回天城町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）午前 10 時開議

開議

○日程第 1 一般質問

奥 好生 議員

平岡 寛次 議員

柏木 辰二 議員

散会

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	松 山 小百合	2 番	平 岡 寛 次
3 番	島 和 也	4 番	喜 入 伊佐男
5 番	吉 村 元 光	6 番	奥 好 生
7 番	昇 健 児	9 番	久 田 高 志
10 番	柏 木 辰 二	11 番	前 田 芳 作
12 番	柏 井 洋 一	13 番	平 山 栄 助
14 番	上 岡 義 茂		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 宇 都 克 俊 議会事務局書記 藤 井 美 樹

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	森 田 弘 光	教 育 長	院 田 裕 一
副 町 長	袴 清次郎	教委総務課長	山 田 悦 和
総 務 課 長	福 健吉郎	社会教育課長	中 秀 樹
総務課長補佐	福 田 光 宏	農 政 課 長	上 岡 久 人
企画財政課長	森 田 博 二	農地整備課長	中 原 智 浩
くらしと税務課長	高 芳 征	建 設 課 長	永 野 延 浩
長寿子育て課長	廣 田 泰 望	農業委員会事務局長	廻 美 沙
けんこう増進課長	中 村 慶 太	水 道 課 長	西 松 清 仁
商工水産観光課長	梅 岡 拓 司	会 計 課 長	和 田 智 磯
		選挙管理委員会書記長	里 山 浩 一

△ 開議 午前１０時００分

○議長（上岡 義茂議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第１ 一般質問

○議長（上岡 義茂議員）

日程第１、一般質問を行います。

議席番号６番、奥好生議員の一般質問を許します。

○６番（奥 好生議員）

議場の皆様、またＡＹＴテレビをご覧の町民の皆様、おはようございます。議席番号６番、奥好生でございます。

全国には１千７１８ほどの市町村があり、それぞれの自治体が首長を先頭に、特色あるすばらしいまちづくりに取り組んでおられます。我が町においても、「住んでよかった。暮らし満足度Ｎｏ．１のまちづくり」を目指し、町長を中心に日々鋭意努力が重ねられております。私も議員の一人として、執行部とは一定の緊張感ある距離を保ちつつも、同じ方向を見据え、町民の皆様とともに誇れるまちづくりに力を尽くしてまいる所存であります。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

１項目め、保育士の処遇改善について。

その１、級別職務分類表を改善する計画はないか。

２項目め、建設行政について。

その１、瀬滝集落前中組地区内町道の危険ブロック塀の安全対策の完了予定はいつか。

３項目め、水道行政について。

その１、公営企業会計と一般会計における徴収率の矛盾点とその改善策について。

４項目め、農業の通作条件整備事業について。

その１、瀬滝地区内の農道の現状と今後の計画について。

５項目め、農政について。

その１、農業センターハウスの改修計画について。

６項目め、教育行政について。

その１、令和６年度と令和７年度実施の全国学力調査の結果の比較について。

その２、天城町教育行政要覧の作成について。

その３、天城町教育振興計画と土曜授業の実施計画について。

以上６項目、８点について、執行部の明確な答弁をお願いいたしまして、１回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○森田 弘光町長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、奥議員のご質問に対してお答えしてまいります。

１点目、保育士の処遇改善について。

その１、級別職務分類表を改善する計画はないかということでございます。

お答えいたします。

本町の天城町職員の給与に関する条例における級別職務分類表は７級までございますが、運用では６級が最高級となります。

１級は、主事補・主事からそれぞれ級があり、６級は課長・事務局長の役職で分類されております。

改善するという事の中では、機構改革を伴うことはもちろんですが、その職責に見合うスキルの向上などの観点からも検討をしていく必要があると考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。

また、ジェンダー平等、女性活躍社会の実現ということも求められておりますので、そういう中で併せて検討してまいりたいと考えております。

２点目、建設行政について。

その１、瀬滝集落前中組地区内町道の危険ブロック塀の安全対策の完了予定はいつかということでございます。

お答えいたします。

この件につきましては、３月議会でもご質問があったところでございます。現在、集落環境整備事業で５月に発注し、１０月１６日完成予定ということで、今、工事を進めているところでございます。

３点目、水道行政について。

その１、公営企業会計と一般会計における徴収率の矛盾点、そしてまたそれに対する改善策についてということでございます。

お答えいたします。

水道事業会計は、地方公営企業法に基づく発生主義会計であります。出納整理期

間のある一般会計とは、徴収率の算定方法が異なっております。

そのため、一般会計と比べると決算では未収金として整理される金額がより多く見える傾向がございます。

改善策につきましては、年度内徴収率と納期内徴収率の両方を決算書に参考資料としてお示ししたいと考えております。

4点目、農道の通作条件整備事業について。

その1、瀬滝地区内の農道の現状と今後の計画についてということでございます。お答えいたします。

瀬滝地区内の農道につきましては、水利施設等保全高度化事業、いわゆるストックマネジメント事業と、県営通作条件整備事業（一般農道整備樹園地整備型）の2つの工事を計画しているところであります。

現状といたしましては、まず初めに、令和8年度に水利施設等保全高度化事業、いわゆるストックマネジメント事業に着手し、老朽化した配管、弁類等の再整備を予定しているところでございます。

そのストックマネジメント事業が完了した農道から、順次、そして早期に通作条件整備事業に着手して、農道の舗装工事を進めていくという計画でございます。

5点目、農政について。

その1、農業センターハウスの改修計画についてということでございます。お答えいたします。

現在、農業センターのハウスが12棟ございます。そのうち3棟（種苗用2棟、マンゴー1棟）が、3棟が建設から30年を経過して、現在、随時補修を行いながらその活用をしているところでございます。現在のところ改修計画はございませんが、必要に応じて、また補助事業等を活用しながら改修計画を検討し、農業センターの利活用に努めていきたいと考えているところでございます。

6点目の教育行政につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

以上、奥議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育行政についての質問に対し、答弁を求めます。

○院田 裕一教育長

それでは、議場の皆様、町民の皆様、すいとうめいーていうがめーら。おはようございます。

それでは、奥議員の教育行政についてのご質問にお答えしていきます。

まず1点目、令和6年度と令和7年度実施の全国学力調査の結果の比較について。お答えいたします。

令和6年度と令和7年度の結果を比較いたしますと、小学校では、各教科とも全国や県と同水準以上で、基礎学力は着実に定着していると考えております。

一方、中学校では、全国や県と比較して一定の差が見られ、特に考える力や表現する力に課題が見られるものの、学習内容の高度化の中でそれらの力を伸ばしている過程にあると受け止めております。

今後は、小学校から中学校への学びのつながりを重視し、思考力・判断力・表現力の育成に向けた授業改善を進めてまいります。

あわせて、家庭や地域と連携しながら学習習慣の定着を図り、子供たち一人一人が分かる・できる・伸びるを実感できる教育の充実に努めてまいります。

2点目、天城町教育行政要覧の作成についてでございます。

お答えいたします。

教育行政要覧は、教育委員会の組織や事務分掌、学校数、児童生徒数、教職員数などの基礎データを取りまとめ、教育行政の現状や施策を広く説明するための資料でございます。

また、教育委員会事務の点検・評価を行う上での基礎資料としては、重要な役割を果たすものであると認識しております。

本町の教育行政要覧につきましては、令和5年度版を最後に作成に至っておりませんでしたが、現在、令和8年度版の作成を進めているところでございます。

今後、できるだけ早い時期に取りまとめ、お示ししていきたいと考えております。

その3点目、天城町教育振興計画と土曜授業の実施についてでございます。

お答えいたします。

天城町教育振興基本計画では、ユイの心と郷土愛を持ち、世界雄飛と島担う人づくりを基本目標に掲げ、家庭・学校・地域及び各事務所等が連携・協働して取り組む、令和10年度までの基本方針と施策を定めております。

これまで月1回実施しておりました土曜授業につきましては、県下全域で見直しを行い、本町におきましては、令和8年度からは行っておりません。

平日の学校教育活動と休日における社会教育活動の充実に図り、教科セミナーや文化・スポーツなどを関係団体と連携して、子供たちの学びや体験活動の機会を確保しているところでございます。

今後も、教育振興基本計画に基づき、地域全体で子供たちの成長を支える教育環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○6番（奥 好生議員）

町長と教育長のほうから1回目のご答弁をいただきました。これから関係課長の

皆様に具体的な質問をさせていただきます。時間の制約もございますので、答弁は簡潔かつ明確にお願いをいたします。

また、現時点で把握していない事項につきましては、その旨を率直にお答えいただければ結構です。

また、議会基本条例第7条の規定により、反問もOKでございますので、反問があればどうぞよろしくお願いします。

1 項目め、保育士の処遇改善について。

その1、級別職務分類表を改善する計画がないかについてお尋ねをいたします。

令和6年3月定例議会でも同じ質問をしました。先ほどの町長の答弁では、できないということではないようでございます。将来に向けて、保育士の行政キャリアアップ、あるいはそういった研修をした上で、できるものでしたら、6級への格上げをお願いしたいと思っております。

まず、その前に、現状についてちょっと総務課長のほうにご質問しますけれども、例規集の906ページ。はい。そこに等級別基準職務表というのがございます。ざっと見て保育士の文字が見当たりません。

それと、これはもう本当に微々たることですが、ついですからちょっと修正をお願いします。5級に、室長、指導主幹、あと主幹なんですけど、「シュカン」の「カン」の文字が間違っていないですか。これは業務の主管はどこですかという主管の意味で、職務の文字ではないと思いますけど、そこは修正をお願いしますね。

あと現状の保育士の所長の等級なんですけれども、たしか北部と南部の所長は5級、天城の所長については6級だと認識しておりますが、総務課長、いかがでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

今現在、天城保育所におきましては、これまで庁舎内で課長をされていた方が、所長として勤務しております。課長でしたので、6級の位にいたということでございまして、参事兼所長という形で、今、天城保育所の所長を務めております。

○6番（奥 好生議員）

天城町は全国的に見ても子育て支援策が突出しており、子育て世帯にとって非常に魅力的な自治体として高く評価をされています。少子化が深刻化する中で、子育て世代を、子育て支援を最重要課題として位置づけ、積極的に施策を展開してきたことは、町の大きな強みであり、町民からも高く指示されているところです。

こうした子育て支援の基盤を支えているのが、保育所で働く保育士の皆さんだと

思います。今すぐ保育士の所長を6級に位置づけるのはもう難しいようでございましたら、取りあえず5級、6級に保育所の所長を明記、明示していただいて、当分の間、保育士のキャリア形成として、役場が自治研修センターで受講させている課長補佐研修、あるいは課長研修を受けさせて、将来の課長候補を育成してはどうでしょうか。町長、お願いします。

○森田 弘光町長

奥議員のご質問にお答えいたします。

1回目の質問の中で、今、非常に女性活躍社会というものの実現が求められてきております。そして、女性の力をしっかりと登用していくということは大事なことからという認識でおります。

そういう基本的な認識の中で、ご質問のあった、その保育士の方々が専門職として保育行政を携わっていることに対しては、私ども非常に日常から敬意を表しているところでございます。

やはりその中で、その管理職という立場の中であるということになりますので、いわゆる専門職というプラス総合職という役割も求められているかと思っております。そういったことを含めながら、今、今回こうやって議論されています保育士のその処遇改善ということについては、これからも積極的に取り組んでいければなどというふうに考えております。

○6番（奥 好生議員）

総務課長にお尋ねというか、要望でございますけれども、保育士の職務を1級から6級までに、例えば主事補のところは保育士、また2級、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務のところには、主事保育士、3級には主任保育士、そういった職務。5級、6級にも取りあえずは将来を見越して、保育所の所長という文言を入れられないか、お尋ねします。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

確かに、今現在のその行政職の給料表の級職務分類表なんですけれども、ちょっと保育所に係る部分がちょっと明確にこう分らないというところがございます。その辺は、今現在は、その保育士を経ての所長に勤務されている方は、最高級が今、5級という形でございますが、そのような中で、先ほど6級への移行というのも検討もしながら、この職務分類表については、もうちょっと分かりやすくこう明記できたらいいかなというふうに考えております。

先ほど、字の文言、字の間違いもございましたので、ここについては、この級の職務分類表については、早いうちにちょっと改訂して定めていければと思っていま

す。

○6番（奥 好生議員）

もう一点なんですけれども、昨今、こども家庭庁ですかね、そういうのができてから、全国的に民間の保育士あるいは公立の保育士の処遇改善が、非常に法的にも予算措置もされております。

国は、令和6年度に公定価格の人件費用、人事院勧告分プラス10.7%、令和7年度にはプラス5.3%と、2年連続で大幅な引上げを行いました。これは、保育士の処遇改善を強力に進めるための明確な財源措置であり、増額分は全額人件費に充てることが自治体に求められております。したがって、3%の調整率をもう少し引き上げるべきではないかと思いますが、総務課長のお考えをお尋ねいたします。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

今現在、3%の調整額、処遇改善という調整額をつけているところであります。今、議員がおっしゃることをちょっとまたこちらのほうも確認いたしまして、今、国のほうからは、そのようなアップというところの通達は、ちょっと今、記憶にございませんので、その辺を確認させていただいて、そうすべきであれば、そうする必要はあるかと思っております。

○6番（奥 好生議員）

こういった国から、公的自治体に配分されている予算につきましては、明確にこうしなさいというのがないんですよね。自治体の裁量に任せられるところが十分にありますので、そこら辺は町長のほうと協議をして、前向きな対応をお願いしたいと思います。

2項目めの建設行政について。

その1、瀬滝集落前中組地区内町道の危険ブロック塀の安全対策の完了予定はいつかということですが、町長の答弁のほうから、5月15日に入札、10月16日に完成ということございまして、2年間ほど要望があってから経過しているわけなんですけれども、やっとこれに着手することにおいて、近辺の住民も大変喜んでいいると思います。

そこで、今日、今朝もその現場を見てきましたけれども、去年の暮れから今年の初めぐらいに、集落内の区長と私と3名ほどで、ブロック塀にススキがすごい放題でございましたけれども、また同じような状態でございますので、建設課は、今、すごい若い職員とかがスピード感を持ってそういった苦情を処理していただいておりますので、また、今後もこの件についても早急に草刈りのほうをお願いしたいと思いますが、建設課長、どうでしょうか。

○永野 延浩建設課長

お答えいたします。

ただいま議員からご指摘のあった件ですけれども、今、梅雨時期ですので、梅雨が終わり次第、職員なり会計年度任用職員の手を借りまして草刈りを実施したいと考えております。

○6番（奥 好生議員）

梅雨どきだからどうのこうのと言っている場合じゃないんですよ。平成30年の大阪北部地震で、ブロック塀倒壊により、たしか小学生だと思いますけれども、何名か亡くなったり、国、自治体が全国的な点検を実施する契機になっております。町道沿いのブロック塀は、通学路や避難路としての安全確保が最優先であります。国土交通省からもブロック塀の点検についてのマニュアルがあると思います。

私があそこを測ったところ、中心線から12cmほど傾いているんですよ。角度にして9度ぐらいあるんですよ。もう非常に危険で、もうブロック塀の欠けているところも、鉄筋のむき出しのところもありますよね。もうその梅雨がどうのこうのじゃなくて、草木の伐採ぐらいは、かつばを着てでもできますので、そこら辺はもう一度回答をお願いします。

○永野 延浩建設課長

早急に実施いたします。

○6番（奥 好生議員）

続きまして3項目め、水道行政について。

その1、公営企業会計には出納整理期間という概念も——ごめんなさい、ちょっと間違えました。私の答弁では、公営企業会計と一般会計における徴収率の矛盾点と改善策についてということでございます。

町長のほうから詳しい説明もありましたが、私のほうもちょっと補足で説明をしたいと思います。公営企業会計には出納整理期間という概念も、徴収率という概念もないようでございます。しかしながら、一般会計と同様に決算資料に参考資料として徴収率を掲げております。

しかしながら、企業会計の発生主義に従い、3月分の使用料については3月末の検針に従い、調定額には算入しておりますが、4月に納付された使用料は、次年度の未収金として扱っているため、現実の徴収率より低い数字が出てくるという矛盾がありました。この件について、再度改善策を課長のほうから説明をお願いいたします。

○西松 清仁水道課長

お答えいたします。

先ほど町長からも答弁いただきましたが、今、議員のおっしゃられた説明のとおりでございますので、年度内の収納率と納期内の収納率を併せて提示したいと思っております。

○6番（奥 好生議員）

続きまして4項目め、農道の通作条件整備事業について。

その1、瀬滝地区内の農道の現状と今後の計画についてでございますが、今の現状の地区をたしか見に行かれたと思うんですけれども、その当時の感想を課長のほうからご説明をお願いします。

○中原 智浩農地整備課長

お答えいたします。

先日、今、ご指摘の農道については、職員と、県の職員に同行していただきまして、視察を行ってまいりました。

これから農繁期に向けてサトウキビの搬入等もありますので、今の現状では、全部の箇所ではありませんが、一部において水がたまっているところであったり、道路が少しかう凸凹しているところであったりありますので、この事業が入るまでの間で早急に対応できるところは、農地整備課のほうで対応してまいりたいと思っております。

○6番（奥 好生議員）

5月4日に、課長が今、説明していましたように、県の徳之島事務所の農村整備課の担当係長とその他2名、それから農地整備課の中原課長ほか2名、そして私と、7名で現地の現状を見て回っております。その後、私一人で、兼久地区のほうについても見ております。

町長の答弁のほうでは、南部ダムの水利施設のストックマネジメント事業が令和8年度から始まるということなんですけれども、私は、この担当のほうともお会いをしまして図面も頂きました。令和8年度は、今回の事業は3つの弁、仕切弁、空気弁、配電弁、この3つの弁の交換だけの事業となっているようでございます。

この3つの弁は、50m、30m置きに造るものではありません。100mぐらいの間隔があるものについては、通作条件整備事業でも対応は可能かと思います。そういったところを、図面を二つ重ね合わせて精査をして、県の担当とも話をしながら、できる限り瀬滝地区のほうについても舗装工事をやっていただきたいと思います。そして、そういった要望をしていただきたいと思います。と思っておりますけれども、課長のご意見をお尋ねします。

○中原 智浩農地整備課長

お答えいたします。

今、議員からありましたその弁の工事について、今、計画上では3つの工事が計画されております。今朝も県のほうと少し協議させていただいたんですけれども、緊急性のあるものからまず着手して、それをそこが終了次第、通作条件の舗装工事に追従するような形で農地整備課としては考えています。

ただ、今、言われたように、早急にできる箇所があるのであれば、そこは農地整備課として要望はしていきたいと思っています。

○6番（奥 好生議員）

これは、瀬滝集落の農家の方も、非常にこの要望が多いところなんです。今、先ほど企画課長と町長からも聞きましたけれども、今年も、むーるし語ろう会もあるようで、計画をされているようでございますので、そこら辺をしっかりと地区の住民の前ではっきりと説明をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○中原 智浩農地整備課長

はい、分かりました。集落のほうに出向きまして、説明等をまたさせていただきたいと思います。

○6番（奥 好生議員）

続きまして、5項目め、農政について。

その1、農業センターハウスの改修計画についてでございますが、町長の答弁からもありましたとおり、たしか30年前、町長が農政課長るとき、私は農業センターにおりましたけれども、そのときにそのマンゴーハウスにマンゴーを植え付けたという記憶がございますけれども、あれから30年もたって、今、ハウス施設としての機能が果たしておられると感じておりますでしょうか。農政課長。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在、議員がおっしゃるとおり、30年が経過しております。随時改修を行いながらマンゴー等を栽培しておりますが、マンゴーの木も大分老木化しておりますので、植え替え等が必要だと感じております。

○6番（奥 好生議員）

植え替えは、ついこの前、去年ぐらいいかなんか掘り出して、もう一回植え替えていると思うんですけどね。

最近、農業センターのほうに、Iターン者の相談も来ていると思いますけれども、そこら辺をご存じでしたら説明をお願いします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

Iターン者の研修。（「希望者、Iターン希望者」と呼ぶ者多し）聞いておりま

せん。

○6番（奥 好生議員）

露地状態に近いようなハウスというのは、研修施設としては重大な支障がございます。研修の質の低下、本来学ぶべき環境整備、病害管理、ハウス管理技術は習得できないわけでございます。また、安全性の問題、屋根壁の剥離は、落下物や強風時の危険を伴い、研修生の労働安全にも係ります。

この前の台風で、屋根の一部が垂れ下がっていましたよね。町の農業振興方針との矛盾、マンゴー産地の育成、担い手育成を掲げていながら研修環境が整っていないのは、政策の一貫性を欠くことになります。早急に予算措置をして、ここら辺の改修を要望したいんですけれども、どうでしょうか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

早急に対応したいと思います。

現在、メリクローン培養苗センターのハウスが今年度で閉館されますので、そちらの活用等も加味しながら進めていきたいと思っています。

○6番（奥 好生議員）

ぜひ、農政課長として、現場もたまには見に行きながら、頑張っていたきたいと思っています。

続きまして、6項目め、教育行政について。

その1、令和6年度と令和7年度実施の全国学力調査の結果の比較について。

令和6年度は、令和6年9月号の広報紙に掲載。令和5年度は、令和5年9月号に掲載。令和4年度は、年が明けて令和5年1月号に掲載。令和7年度は、年が明けてテストの実施から1年以上たっても公表がされていない。

教育長のほうから、できるだけ早くという答弁が多分あると思います。また、あったと記憶しておりますけれども、そこら辺は、その2の天城町教育行政要覧の作成と一緒に考えて、結論を私のほうから申しますよ。

どう考えても、職員の行政マンとしてのスピード感、責任感、仕事に対する情熱が欠けているとしか思えないわけですよ。こんなことでは、本町の教育行政の基本目標である、ユイの心を持ち、世界雄飛と島担う人づくりは、ちょっと難しいような気がします。

我が町の子供たちの将来と、町の将来を本気で考えるならば、まず教育行政に携わる大人が、もっと真剣に、精力的に、情熱を持って取り組むべきだと思います。教育長、反問してもいいですよ。

○院田 裕一教育長

本当に力を抜いているわけではないんですけれども、結果的にそういうことになっていますので、今、議員からご指摘のあったように、本当一人一人の教育委員会の職員とまた一つになって、本当にこう目の前の仕事を丁寧に一つ一つ実施していきたいなと思っております。

以上でございます。

○6番（奥 好生議員）

3点目の天城町教育振興計画と土曜授業の実施についてでございますけれども、先般、いつですかね、これ南日本新聞の記事だと思うんですけれども、鹿児島県内の公立小中義務教育学校で第2土曜日に行われてきた土曜授業について、本年度は、湧水町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊、与論の6町が管内の全校で実施しないことが15日に分かったと。学校により対応が異なる自治体も多く、学校別では6町の49校を含む県内計190校が実施しない。これは教育委員会のほうの公表でした。

県内には、たしか690前後ですかね、小中学校があるんですけれども、学校別で年ゼロ回が29%、1回が14%、2回実施するというのが22%、3回実施するというのが225校の35%でございました。

こういった事例を見ながら、ウサギと亀の話の話を参考にちょっと話をしてみたいと思います。この土曜授業が学力向上だと仮定をしてウサギと亀の話をします。

他の自治体が学力向上に力を入れている今こそ、私たちの町が先頭に立つ絶好の機会だと思います。ウサギが休んでいる間に亀は着実に前に進みます。教育は短距離競争ではなく長いマラソンです。積み重ねの一步一步が未来の子供たちの大きな差となって返ってきます。

ウサギが昼寝している間に亀が着実に前に進む亀の戦略、学力の現状分析、どの学年、どの領域が弱いかを可視化をする。授業改善の仕組み化、教員の力量差を縮める。先ほど教育長が申しました家庭学習の習慣化、学力向上の複利の最大化、複利って分かりますよね。複利効果。学校間格差の縮小、町全体の底上げ、学力向上のKPI設定・目標を明確にし、進捗を管理する。

学力向上につながる構造の具体的な案として、家庭学習時間の平均1日30分を45分へ。提出物の期限内提出率、例としては80%であれば95%ぐらいに。授業中の発言参加率、1授業当たりの発言回数を平均1回から3回ぐらいに。復習実施率、授業翌日の復習実施率を50%から80%。ICT活用例、例としてデジタルドリルを週3回から週5回。こういった取組を、これは私の考えですので、教育行政として教育長を中心としてこういったことをできるだけ進めていきたいと。

教育は、まちづくりの基礎となります。教育行政に関わる行政職員、教育委員、

学校の教職員の連携、課題の共有、そして研さんの場を多くつくって、教育行政の目標がぶれないように、今後ともしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

最後に教育長のお考えをお願いします。

○院田 裕一教育長

土曜授業のことにつきましては、もう10年近くたつということで、昨年、その2年ぐらい前から、鹿児島県下の教育長会でも話題にしてきました。そしてまた、それと併せて今年の4月からやっています始業式と入学式の変更も併せて検討したところでございます。

そして、教育長会、先ほど、当初この土曜授業の導入時には、確かに今議員がおっしゃるように、学力をしっかりとつけようということで、この毎月第2土曜日の3時間掛ける7から8回とか、その時間を学力をしっかりとつけようというようなことで行って来ましたけれども、ここ数年、土曜日にできるような学校行事をやるとか、そういうことがなってきた、だんだんマンネリ化になってきたということで、じゃあ、もう一度見直してみましようかということで、我々教育長会とも、もちろん校長会もですけども、やって、そしてゼロから3回ぐらいが妥当ではないかというようなことで、地域の実態に合わせてやりましようというようなことで、天城町としても、当然もちろんそれは校長会のご意見、そしてまた徳之島は3つの町からできていますので、お互いのこの横の連携とかもそういうのを含めて、今年は実施せずにそれぞれの町でやっています、本町であれば例えば教科セミナーやそういう、それ以外にも民間の方もやっているそういうのもありますので、そういうところにもしっかりともうお知らせができるようにというようなことで、今、こういうふうな状況になっているところでございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃったように、やはり教育に対するそういう思いは、本当にもう先ほど議員と同じでございます。本当にこう今年、今後やっぱりしっかりそれを今年の状況も精査しながら、また来年度以降も本当にこれでよかったのかというところも反省しながら、またほかにもできないのかというところも考えながら、施策を進めていければと思っております。

以上でございます。

○6番（奥 好生議員）

最後に私の考えなんですけれども、県教委の言うことだけを聞いとしても、県教委は責任を持ちませんよ、天城町の人材育成について。学校の件にも責任を持ちません。四、五年で出ていきます。やっぱり地元がしっかりと考えを持たないと教育は成り立ちません。

そういう意味では、他の町と同調することなしに教育長の教育行政方針をしか

りと固めて、ぶれないように、もう一度この見直しをできるところは見直しをして、足元の職員にもしっかりと指導をしながら教育行政に携わっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、奥好生議員の一般質問を終わります。

次に、議席番号２番、平岡寛次議員の一般質問を許します。

○２番（平岡 寛次議員）

町民の皆様、議場の皆様、おはようございます。議席番号２番、平岡寛次でございます。

先般、通告いたしました３項目５点について、１回目の質問をいたします。

１項目め、安心・安全な生活環境の確立について。

１点目、ハブ買上げ価格見直しについて、その後の対応について伺います。

２項目め、文化財保存整備について。

１点目、町内の文化財遺産保護事業について。

２点目、下原洞穴遺跡の国指定について。

３項目め、農政について。

その１点目、農業センター運営及び農業研修制度と認定新規就農支援制度について。

２点目、農業経営収入保険制度の推進について。

以上、執行部の明確な答弁を求め、１回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○森田 弘光町長

それでは、平岡議員のご質問にお答えしてまいります。

１点目、安心・安全な生活環境の確立について。

その１、ハブ買上げ価格見直しについて、その後の対応について伺うということでございます。

お答えいたします。

昨年の１０月には、３ヶ町の主管課で協議で行い、それを鹿児島県へ要望を行っております。

また、先日の６月２日に開催を予定しておりました大島郡内の８市町村と関係機関で組織するハブ対策推進協議会において、提案をするということで予定しており

ましたが、台風の影響で書面会議となりましたため、首長レベルでの協議は行えておりません。

また、情報としておつなぎしておきますが、徳之島3町農業振興議員連盟協議会の方々から、今回の議員と同じようなハブ買上げの価格の見直しということで、町長宛てに、今回要望書の受付を行っております。このような動きを見据えながら、また、各市町村の意向を確認するなど、買上げ価格の見直しについては、前向きに協議をしてみたいと考えております。

2点目の文化財保存整備については、教育長のほうからお答えいたします。

3点目、農政について。

その1、農業センター運営及び農業研修制度と認定新規就農制度についてということでございます。

お答えいたします。

農業センター運営の概要といたしましては、天城町の農業拠点施設として、農業団体、また関係機関の各種研修会の場として広く供用しております。また、関係機関組織との連携を図り、農業塾や栽培講習会の実施、また、土壌分析によります土づくりの重要性についての啓発、また、農業祭や苗もの市におきまして、野菜、花苗を町民の方々に販売・供給し、町民が気軽に足を運べる施設を目指しているところでございます。

農業研修制度の目的は、町内新規就農者、農業後継者などを育成するための技術研修を行い、実践指導を主軸に優れた農業者を養成するというところでございます。これによりまして、本町の園芸農業に取り組む機運を一層強いものにして、産地化に役立つものと期待をしております。

認定新規就農支援制度は、青年等就農計画を町が認定し、国や自治体が集中的にバックアップするという制度でございまして、これまで農業研修を農業センターで終了された11名の方が、認定新規就農の認定を受けているところでございます。

農政について。

その2項目め、農業経営収入保険制度の推進についてということでございます。

お答えいたします。

収入保険につきましては、例年、町内に全戸配布をしております農政だよりに事業案内を掲載して、広く周知を図っているところでございますが、今年度は、保険料の一部を補助する鹿児島県収入保険加入推進緊急支援事業という鹿児島県の支援事業もございますので、それについての案内も追加掲載して周知を図っているところでございます。

今後も、農業経営収入保険制度の推進については、農家経営の安定ということの

中で進めてまいりたいと考えております。

以上、平岡議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育行政についての質問に対し、答弁を求めます。

○院田 裕一教育長

それでは、2項目めの文化財保護整備についてお答えいたします。

その1点目でございます。町内の文化財遺産保護事業についてでございます。

お答えいたします。

町内の文化財遺産保護につきましては、本町の歴史や文化を後世へ継承する重要な役割があると認識しております。

町内にある指定文化財と史跡公園として整備した、戸森の線刻画を中心に定期的な環境整備を行っております。

教育委員会といたしましては、今後も貴重な文化財遺産を次世代へ確実に継承できるよう、計画的な環境整備に努めてまいります。

その2点目、下原洞穴遺跡の国指定についてでございます。

お答えいたします。

西阿木名にある下原洞穴遺跡は、本町の重要な歴史・文化遺産であり、先人たちの生活や文化を知る上で極めて重要な遺跡でございます。

本遺跡は、学術的価値が高く、国指定の史跡としての指定要件を満たしていると認識しております。

国指定に向けた取組につきましては、これまで下原洞穴遺跡の価値や意義について、広く町民の皆様に理解を深めていただくために、シンポジウムの開催や学術調査及び関係機関との協議を進めてまいりました。

教育委員会といたしましては、今後も国指定に向けた必要な手続を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○2番（平岡 寛次議員）

ただいま1回目の答弁をいただきました。それでは、順次質問をしてまいりたいと思います。

1項目め、安心・安全な生活環境の確立について。

1点目、ハブ買上げ価格見直しについて、その後の対応について伺いたいと、質問してまいりたいと思います。

この質問は、昨年9月議会において取り上げて、価格見直しの要請をしております。本町における令和7年度のハブ買上げ数と、ハブ咬傷者数について伺います。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

令和7年度のハブ買上げ数につきましては、2千376匹となっております。

また、令和7年度の咬傷者数につきましては、6名というふうになっております。

○2番（平岡 寛次議員）

分かりました。中でも私が非常に危惧するところがあるんですが、このハブ咬傷者数なんですね。令和6年度奄美群島全体で49人、令和6年度本町において、天城町では9名、令和7年度群島全体では41人、本町では6人の咬傷者が出ております。資料によりますと、令和8年度、もう既に1人の咬傷者が出ております。

本町においては、昨年の10月に、2014年以来となる死亡者も1名出していることは、周知のとおりです。

昨年の9月議会での答弁では、3町足並みをしっかりそろえる必要性及び予算を伴うため、財政担当課との協議も必要であるとの答弁をいただいております。昨年9月以降、3町担当者及び関係機関を含めた検討会議等が開催されたのか、また、その協議内容について課長にお伺いいたします。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

昨年度の9月議会におきまして、平岡議員からの一般質問を受けまして、令和7年10月9日に3町主管課のほうで会議を行いました。その会議の中では、郡内で現在3千円と金額が統一化されております。その現状を鑑みまして、3町のみならず大島郡内で一度協議する必要があるのではないかということで、ハブ対策推進協議会のほうで協議してもらうことに、その会では決定いたしました。

ただ、先ほど町長の答弁からもあったとおり、今月2日、6月2日にハブ対策推進協議会を開催予定でしたけれども、台風の影響でできておりません。ですので、今、首長レベルでの協議がない状況となっております。

○2番（平岡 寛次議員）

分かりました。引き続き3町での協議をしっかりと進めていながら、今、課長からの答弁、また町長からの答弁もありましたが、県大島支庁にありますハブ対策推進協議会の総会、これができていないということなんですが、今後、臨時総会の開催、そこら辺の要請のことも考えられるのではないかなと思っておりますので、そこら辺も含めて、この件に関して協議をしていただきたいと要請をしておきます。

環境省は、ハブ対策の目的として、1979年（昭和56年）、特定外来生物、マングースを奄美大島へ導入いたしました。そのため、しかし希少な固有種を捕食し、生態系を大きく破壊しました。そのため、環境省は、2000年（平成14年）

から本格的なマングース撲滅対策を実施いたしております。総事業費３５億円とも聞いております。その後、２０２４年（令和６年）、２年前ですが、奄美大島でのマングースの根絶を宣言しております。

このマングース対策実施に伴い、現行の価格３千円に引き下げられた経緯がございます。私たち徳之島３町の議会議員の有志において、議員活動の一環として、徳之島３町農業振興議連を立ち上げる予定にしております。その議連においても、徳之島の島民が安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、町民の生命を守る生活環境の整備が重要であり、とりわけ猛毒を有するハブへの対策強化が必要不可欠であることから、先般、森田町長へ、ハブ買上げ価格見直しについての要望書を提出いたしました。これまでのハブ対策推進協議会の議論を踏まえ、今後の取組についてお伺いをいたします。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、まずは３町での協議も必要になろうかと思っておりますけれども、ハブ対策推進協議会のほうの事務局を通しまして、大島郡内の市町村の意見を確認するなど、協議を進めていければというふうに考えております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。１１時１０分より再開したいと思います。

休憩 午前１１時０２分

再開 午後１１時１０分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平岡議員。

○２番（平岡 寛次議員）

安心・安全な生活環境を確保するためには、ハブ捕獲従事者を増やし、ハブによる危険性を低減することが喫緊の課題と捉えますので、買い上げ価格の見直し、いわゆる元の価格に戻す、５千円に戻すことを見直しを、ぜひご検討くださいますよう再度要請をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

２項目め、文化財保存整備について。

その１点目、町内の文化財遺産保護事業について質問をしてみたいです。

町内には、数多くの貴重な文化財が存在します。県指定・町指定の文化財や有形・無形・民俗文化財等がございます。この文化財を保存・保護するため、当初予算の歳入においては、国庫補助金、県補助金が毎年予算化されており、歳出におい

ては文化財保護費として予算執行されておりますが、この具体的な保存整備事業の執行状況をお伺いをいたします。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

先ほど議員のほうからありました文化財保護等の国・県の補助事業がありますが、まず歳入につきましては、国庫重要文化財保護整備事業費とか、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業、これが国の文化庁の事業になっております。県の補助金に関しましては、国指定文化財事業補助金、鹿児島県指定文化財保護事業費等、国と県の2分の1の事業を活用して、天城町の文化財等の保存整備を当たっているところであります。

歳出につきましては、国宝重要文化財等保存整備費がございますが、これについては水中鍾乳洞などウンブキと、先ほど2項目にもありますが下原洞穴遺跡等、また町内の沿岸水中遺跡等の各種、そういった遺産等の補助事業を賄っております。

歳出的には、会計年度任用職員等の経費もこの中に含まれております。そのほかに、特別旅費として、大学の教授の方々を招聘しての委員会等を開くときの旅費の歳出になっております。その他につきましては、年代測定分析委託とか、喜治貝塚等のそういったもろもろの業務委託等の事業を展開をしております。

地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費につきましては、これについても各事業の展開もしているところではありますが、一つ大きなところが印刷製本ということで、下原洞穴遺跡の、今年度は総括報告書の作成もこの事業の中で作成をしていくことになっております。

○2番（平岡 寛次議員）

分かりました。社会教育課が取り組んでおられるこの文化財、本当に多岐にわたってございます。文化財の保存・整備は大切だと思いますので、今後も引き続き実施されるよう、要請をいたします。

本町には天城遺産としてイジュン、いわゆる昔の水汲み場が多く存在しておりますが、本町には何ヶ所ぐらいあるのか。また、町教育委員会としてこのイジュンの位置づけをお伺いをいたします。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

広報あまぎにおきまして、令和2年11月号に、社会教育課の担当のほう为天城町内の昔ながらの水汲み場という記事が掲載をされており、その中では町内には34ヶ所イジュンがあると調査の結果出ており、これを町の広報紙等でPRをさせていただいております。（「位置づけは」と呼ぶ者多し）

すみません。このイジュンの、今、議員のほうから位置づけということでありますが、町内において今、34ヶ所という答弁をさせていただきました。文化財に指定されたイジュンはなく、いまだまだ指定に至っていない文化財という位置づけとなっております。イジュンについては、イジュンの水は古来より人々の命を守る重要なもので、人々の生活と親密な存在であるイジュンについては、町の生活文化を伝える重要な文化遺跡であると社会教育課としては認識しております。

○2番（平岡 寛次議員）

私も何ヶ所かイジュンを回ってみました。天城町教育委員会として、看板の設置もして案内をしているわけであります。ですので、非常に大事な遺産でありますので、今後も重要にしていきたいと思っております。

先日、本町出身者が関西から帰省された際、高齢者でございますが、昔、水を汲みに行った地元のイジュンを見に行かれたそうです。そのイジュンの荒廃した状況に驚いておりました。先ほど課長が申し上げられたとおり、イジュンは御存じのとおり先祖代々の命の源であります。簡易水道事業が整備され、イジュンを利用する機会はほとんどなくなりましたが、先祖代々、命のリレーを守り続けてきたイジュンに改めて感謝を示し、計画的な整備が必要と思いますが、再度、課長の考えをお伺いいたします。

○中 秀樹社会教育課長

ご指摘、誠にありがとうございます。私もイジュンを数ヶ所確認したことがありますが、やはり案内板、看板を設置している以上、教育委員会としてはそこを守っていく責務があると感じておりますので、今、議員のおっしゃっているところ、ちょっとまた現地のほうも確認をさせていただいて、島外から来られた方がそういった思いをされないような形で、今後、予算化できるかどうか、また、国、県の事業が取り入れられるかどうかを検討しながら、そのイジュンについては整備をしていきたいというふうに考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

天城町本町の総合振興計画においても、文化財保護法に基づき天城町文化財保護地域計画の策定を目指して、計画的な文化財保護と活用を行いますと明記されております。今後、各集落区長との協議・調整を進め、イジュンの計画的な保存整備を要請いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目、下原洞穴遺跡の国指定について。

この質問も文化財保護事業についてでございますが、中でも下原洞穴遺跡について絞って質問をいたします。

令和8年度当初予算では、歳入において、国庫補助金、県補助金があります。歳

出の中には、先ほど課長が申し上げた国宝重要文化財、埋蔵文化財等の各種事業が長年執行されております。この国宝重要文化財保護整備事業の内容と、この下原洞穴遺跡は県の指定は受けているのかどうか、お伺いをいたします。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

この各種補助事業につきましては、こちらのほうから、文化庁になりますか、県のほうは文化財課のほうに、国指定に基づいて下原洞穴遺跡は妥当であるというような見解もいただいております。補助事業の申請をして、承諾を受けて補助事業を今展開しているところでございます。大変申し訳ございません。県の指定を受けているかどうか、今ちょっと認識不足で答弁できませんが、申し訳ございません。

社会教育課といたしましては、国指定に向けて、毎年、国、県の事業を活用してあそこの調査を行っているような状態になっています。

○2番（平岡 寛次議員）

社会教育課の当初予算書に、令和8年度の当初予算書、先ほど課長が少し触れましたが、総括報告書の印刷製本費300部、この印刷製本費が計上されております。この報告書の提出先について、まず伺います。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

先ほど答弁をさせていただきました報告書、300部を印刷をさせていただきます。主に鹿児島、沖縄県内の教育委員会、学芸員がいる教育委員会及び資料館、各町立図書館等に郵送をしております。また、下原洞穴遺跡に関係のある、ずっと助言をいただいている大学や博物館などの研究機関などにも、こちらの天城町のほうから郵送している状態になっております。

○2番（平岡 寛次議員）

分かりました。この下原洞穴遺跡は、国宝級の遺跡であり、高い学術的価値が認められて、今後国指定を目指すわけでございますが、少し遡りますが令和6年度の予算計上において、遺跡用地取得交渉費（東京都）が盛り込まれておりますが、その執行状況とその結果についてお伺いをいたします。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

下原洞穴遺跡の地権者の方に対して、国指定遺跡への指定について同意を得るために、教育長と学芸員の社会教育課の担当が説明を行いました。具体的には、国史跡になると、その土地に対してどのような規制がかかるかについての説明をさせていただきましたが、残念ながら同意を得られるまでには至っておりません。

今後も、すべからず丁寧に、やはり用地交渉になりますので、説明を重ねていきたいと考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

用地交渉というのは大変シビアな案件でありますので、丁寧な交渉作業を要請いたします。今後も引き続き、同意を得るよう努力をしていただきますよう要請をいたしておきます。

郡内で初めて国指定史跡を受けた史跡がございます。どこか、課長、御存じでしょうか。どこですか。（「笠利」と呼ぶ者多し）笠利、そのとおりです。旧笠利町の宇宿貝塚遺跡でございます。先月、奄美市へ行く機会が私ございまして、その帰りに見学をしてまいりました。県道沿いにありまして、宇宿集落の中にあるわけでございます。駐車場をしっかりと完備をして、鉄筋コンクリートR Cの建物がそびえ建っておりました。中に入りますと、四、五人の来場者、観光客がおられまして、学芸員の方が説明をしておられました。この笠利町の宇宿貝塚遺跡をちょっと調べてみますと、この遺跡は、発掘開始から国指定まで31年ほどかかっております。

1986年（昭和61年）に、郡内で初めて国の史跡指定を受けております。その後、指定地の購入を済ませているようでございます。本町の下原洞穴遺跡の国史跡指定を目指す段階において、再度になりますが、今後の取組について、課長のお考えをお伺いします。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

下原洞穴遺跡につきましては、平成28年度（2016年度）から本格的な発掘調査等が今実施をされております。先ほど用地交渉等の関係もございましたが、その同意等を得られれば、社会教育課としても国指定に向けて働きかけをし、先ほど議員のほうからもありました将来的には国史跡として認められれば国の事業を活用し、そういったもろもろの事業を誘致ができますので、最終的にはそこに向けて、教育委員会として進んでいきたいと考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

分かりました。どうぞ今後も引き続き、継続的な調査手続等を慎重かつ丁寧に進め、国史跡指定を目指すよう要請をいたしておきます。

そこで、社会教育課内において、この4月から文化財保護の専門職である学芸員が1名欠員の状況ですが、早期に補充、採用する計画はないか伺います。人事のほうは総務課長ですかね。お伺いいたします。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、３月で学芸員の方が職員１名退職されております。今現在１名ということでございます。今後、採用試験のほうは、例年であれば、今計画を立てているんですけれども９月に１次試験、また１１月頃２次試験という形で例年行っております。６月中には採用計画なるものもつくりまして、それに向けて手続を進めていこうと考えているところです。

また、社会教育課ともしっかりと協議を行った上で、その採用計画のほうはつくってまいりたいと考えております。

○２番（平岡 寛次議員）

ぜひ、このあたりの募集も的確に行っていただきたい。さらには、ウンブキ水中鍾乳洞の本格的な調査なども推進中でありますので、どうぞ学芸員の募集、スピード感をもって対応するよう要請をいたしまして、次の項目に移らせていただきます。

３項目め、農政について。

その１点目、農業センター運営及び農業研修制度と認定新規就農支援について質問をしてみたいです。

農業センターにおいては、毎年、夏栽培向けの野菜、花卉、果樹の苗を販売し、一般菜園における野菜等の栽培を通じて農業への関心を喚起する目的で、秋と春の年２回の苗物市が実施されております。

また、本町の農家におきましては、冬から春の時期が農繁期に当たるため、苗生産に携わる時間的余裕がない状況にあります。そこで、有志農家が連携して苗物を生産し、町内の野菜等の苗需要に応え、農業センターの種苗供給業務の一環として位置づけられております。

この春・秋の苗物市は、ご承知のとおり毎年大盛況でございます。町民の中には、少し早めに行ったのですが、希望する苗が手に入らず完売の状況でしたとの声も聞いております。マスコミ等によりますと、毎年、この３月の春の苗物市、去年おとしは８００名、去年が５００名、今年は３５０名と少し減ってはきているんですが、それでも大盛況の状況でございます。この苗物市の需要が多い中で、人気の苗物を豊富にそろえるなど、また有志農家、研修生のご協力を得て、さらには農福連携を進めながら供給対策は取れないものか、課長にお伺いをいたします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

議員からもありましたとおり、毎年苗物市は大盛況であります。毎年開催前の約１時間以上前から行列ができている状況にあります。早めに来たのにもかかわらず、希望する苗が買えなかったという相談等も受けております。

現在、農業センターと６農家が苗物を出品しておりますが、先ほどの答弁でもあ

りましたが、メリクロン苗のハウスが今年度より空きますので、さらに苗物の充実を図っていきたいと考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

ぜひその対策も考えていただきたいと思います。

本町は、今年5月に農産物直売所が開設されました。空の駅開設されております。直売所の運営の一つに、農産品の生産や農産品カレンダーの策定及び登録農家の推進が進められておりますが、現在登録農家数について、どれぐらいなのかお伺いをいたします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在の登録数ですが、約150戸となっております。

○2番（平岡 寛次議員）

150軒、非常に多くの農家の方々にご協力いただいていることに感謝申し上げます。

そこで、課長にお伺いしたいのですが、今農業センターで行われている春秋のこの苗物市を直売所でもできないものかどうなのか。例えば、マルシェと一緒に苗物市をしながら集客をするというふうなやり方と、もう一つは、登録農家と連携をしながら、わいど〜む施設にございます闘牛待機場、この待機小屋を有効に利用して、苗床施設または種苗育成施設などの有効利用ができないものか。課長にお伺いします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

わいど〜むの有効活用ということも含めまして、直売所と連携をし苗物市開催等、また、後ろの待機場を使用していない期間、苗床というかそこをちょっと簡易な整備ができれば、苗の育苗にももしできるのであれば考えていきたいと思っております。

○2番（平岡 寛次議員）

ぜひ今後、いろんな角度から検討していただきたい。その待機小屋が、苗はどうしても雨、風を防がなければならないし、太陽がどれだけ日照量があるのかとかいろいろな条件があろうかと思いますが、ぜひ有効利用できるものであれば、空いている期間だけでも有効利用していただいて、空の駅、農産物直売所の運営についても、苗物市をそこでやるというふうな、またマルシェも一緒にそこでやるというふうなことを、今後、ぜひご検討していただければと思っております。

次に、本町の農業研修制度についてお伺いをいたします。

本町の農業の現状と課題において、高齢化や後継者不足は深刻で、今後、女性の

農業参画や新規就農者確保などによる担い手の維持・確保が課題となっていると指摘されております。また、農業センターにおける農業研修制度や認定新規就農者制度の活用なども基本方針に盛り込まれております。

本年度の研修生の募集状況、今月末までもう少し時間があると思うのですが、今現在、募集状況についてお伺いをいたします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

今、平岡議員からもありましたとおり、今月末までが募集期間となっております。現在のところ、まだ募集は来ておりません。ですが、9月からの開始になりますので、また期間延長等をして募集を行っていきたいと考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

1人でも多く研修生が来ることを祈っております。

私が資料請求をいたしましたこの農業研修生一覧の資料によりますと、令和6年度までの研修生が延べ70名、修了生が65名、就農者が47名、就農率がなんと72%となっております。この就農率の高さに私は驚いているわけですが、また、この研修生の一覧によりますと、近年、研修生の中で、Iターンの研修生が多くなっていることも特徴だと思っております。人口減少対策、移住・定住促進にも大きく貢献しているのではないのでしょうか。

そこで、課長にお伺いしますが、この研修生募集要件ですが、原則60歳未満となっております。また、研修報償として日額5千円を支給するとなっております。この研修生募集要領は、平成8年4月の施行から30年が経過している状況、そして、近年は昨今の物価高騰の時代を鑑み、この要項内容を見直す考えはないのか。課長、お伺いします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在、募集要項には原則60歳未満と記載されております。現在、今研修生が2名おりますが、1人は60歳、1人が67歳と募集要項よりオーバーしております。体力的健康面に問題がなければ、募集年齢制限を上げるのはできると考えております。（「報償」と呼ぶ者多し）

報償ですが、現在5千円となっております。県の認定新規就農制度の活用の対象が、18歳から45歳未満の青年、あと知能・技能を有する者65歳未満という規定もございます。すみません。5千円からの引上げということで、これ制定されたのが平成8年ということで、約30年経過しておりますので、その金額等についても検討していきたいと考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

どうぞ、課長、今後前向きに見直しを検討するよう要請をいたしておきます。

次に、認定新規就農者支援制度について伺います。

この認定新規就農者支援制度の概要及び申請手続、また、国の制度要件等がどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

認定新規就農者制度とは、新たに農業を始める人が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を行う人を認定新規就農者として重点的に支援する制度でございます。

この制度を活用することで、初期投資や経営安定のための様々な支援を受けることができます。主なポイントは、認定の対象となる人が新たに農業を始める方、また農業経営を開始して5年以内の方が対象となっております。青年等原則18歳以上45歳未満、特定の知識を有する中高年65歳未満で一定の知識や技能を有することを認められる方の上記の者が、役員の過半数を占める法人。認定される主なメリットとして、資金支援、経営の開始時の最大3年間、年間最大165万円の経営開始資金や無利子の青年等就農資金を活用することができます。

○2番（平岡 寛次議員）

なかなか難しい内容でございますが、今、課長が青年等の就農支援のその要件で45歳とおっしゃいましたけれども、私、認識が違ったのかどうか分かりませんが、国の新規就農者育成総合対策の就農準備資金と経営開始資金は、交付対象者を原則49歳以下としております、私はその49歳と思っていたのですが、以下としております。

一方で、農水省の新規就農者調査によりますと、2023年の新規就農者4万3千460人のうち、63%が50歳以上で占められているようでございます。この年齢要件について、参議院の農林水産委員会において要件の見直しを問われて、鈴木農水大臣は、何がベストなのかよく考えたいと述べ、見直しを行う可能性を示唆し、さらには経営局長とこの件について議論していることを明らかにしているとの新聞報道がございました。

本町における地域農業の担い手育成支援のためにも、国の制度要件の見直しが必要と思いますが、課長のお考えをお伺いします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

島の現状を見ますと、45歳というのは若すぎる、定年して島に戻られる方もお

ります。その年齢の引き上げは、これは国の制度でございますので、そういう要望等も行っていく必要があると考えております。

○2番（平岡 寛次議員）

本町の新規就農の現状及び将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある中、農業経営は、人に対する投資によって支えられています。人材に対する投資こそが、持続可能な農業経営につながるとも言われています。今後、国に対して制度要件の見直し、中央要請でこの見直しができないものか、町長のご所見をお伺いいたします。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

今、農業について議論がなされているわけでありますけれども、取りも直さず本町は農業立町であります。これから天城町が持続可能な経営ができるということの中では、新しい農業青年の掘り起こした獲得が大事なことだと思っております。今、おかげさまで農業センターにおいては、研修制度の中で就農率も大変大きいところがございます。ただ、やっぱり就農するといっても経営が不安定でありますので、その中で国が支援をしていただけるということについては、私どもは大変心強いものがございます。

今、上岡課長がお話のように、40代までの年限を決めるということについては、実情とは合わないところもあろうかと思っております。そして、これから長寿化の中で、大変若い健康な方々もたくさんおりますので、そういったことについては、これからはいろんな機会の中で、制度改正についてはまた要望していきたい。そして、また奄美群島の中でも、そのような発言をしていければなというふうに思っております。みんなの力で、これからの農業青年をしっかりと私たちが支えていければなというふうに考えているところでございます。

○2番（平岡 寛次議員）

ありがとうございます。ぜひ、中央要請の際は農水省寄っていただいて、天城町の事情、大島郡内の農業の課題を訴えられながら、中央要請を行っていただきたいということを要請をいたしておきます。

それでは、2点目に移ります。

農業経営収入保険制度の推進について質問をまいります。

本町は、令和7年度の農業生産額50億円を達成しました。町民の皆様、農家の皆様とともに喜びをいたします。その具体的要因は省略いたしますが、一方では、生産コストの上昇や中東情勢の影響を受け、物価高騰、さらには農業生産資材の高騰が叫ばれております。さらには地球温暖化や気象変動により、世界各地において

大規模な災害が発生していることはご承知のとおりです。

このような中、農政課においては、毎年発行される農政だよりの中で農業経営収入保険制度の加入案内をしておりますが、この収入保険の概要について、簡単で構いませんが、説明をお願いいたします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

収入保険の概要について、簡略的にご説明いたします。

約5年間の平均の収入の9割が、保険によって補填されるという仕組みとなっております。

○2番（平岡 寛次議員）

この収入保険制度ももう幅広い中身がございますので、今課長が言われたとおりでございます。保険料と付加保険料、これ事務費ですが事務費は50%、積立金には75%の従来からの国庫補助がございます。県内の収入保険者の数も年々増加していて、令和6年度には2千363件の加入実績となっております。農業だよりでは、県内の加入者の声をお届けしております。町内の加入農業者も紹介されております。全ての農産物を対象に、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する保険制度です。さらには、鹿児島県の令和8年度当初予算措置において、農林水産業の稼ぐ力の向上を目指し、事業者における負担の軽減を図る目的で、収入保険加入促進緊急支援事業1億6千100万円が新規に盛り込まれております。

そこで、課長にお伺いをしたいのですが、県内の自治体において、この収入保険加入促進支援事業を実施している自治体の導入状況についてお伺いをいたします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在、県内における保険料の補助事業等を行っている市町村ということでよろしいでしょうか。県内におきましては、15市町村、郡内におきましては、宇検村が実施をしております。

○2番（平岡 寛次議員）

分かりました。私も具体的には存じませんが、県内本土の自治体は、ほとんどがこの事業を自治体で、町単位で行ってられる。大島郡内では宇検村が町自体で補助事業をやっているということでございます。

町長にお伺いをいたします。昨年の本町の農業祭において、町長は、西郷南洲翁の言葉を引用された挨拶がありました。「文を興し、武を振るい、農を励ます」と挨拶されました。その町長の挨拶に感銘したのは、私だけではないと思います。多くの町民・農家が、町長の基本的町政方針の一環に大きく感銘したと私は思ってお

ります。まさにこれから、これまでもやってきましたが、これからも農を励ますことが非常に重要だと認識しております。この収入保険加入促進事業を、国、県とともに予算措置する必要があると感じます。さらには、災害に強い農業経営確立の実現に向けて、町長のご所見をお伺いいたします。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけども、本町は基本的に農業立町であるという認識の中で、そしてこれからも農業を中心としたまちおこし、地域おこしが必要だというふうに認識をしております。そういう中で、農を励ますということであります。今回、令和7年度の農業生産額が51億円を超えました。農家の皆さん方の頑張りに対しても、私は非常に敬意を表するとともに、またこれを一過性のものではなくて、これからやっぱり継続的にどうしていくかということが大事ななと思っております。

一方で、今議員からもお話がありました、非常に気候変動の中で、想定できない大きな災害等も起こってきております。そういう中で、農家の皆さん方、またほかの事業もあろうかと思えますけれども、安心して、安定して継続的にやる、事業を、農業を行っていく中では、そのような収入保険というもの、そういったものは不可欠だというふうに思っております。ただ、なかなか加入保険料については、なかなか加入が進まないという今状況にあるのかなと思っておりますけども、それを後押ししたいということでもあります。国と県の事業もございますので、その中に、じゃあ町として何ができるかということは真剣に考えながら、そしてまた議会とも相談しながら、例えば、どういう形でいつからやるかということなどを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○2番（平岡 寛次議員）

町長ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討をしていただけますよう、要請をいたしておきます。

以上で、本定例会における私の提言・要請についての一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、平岡寛次議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議席番号１０番、柏木辰二議員の一般質問を許します。

○１０番（柏木 辰二議員）

議長の許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

１項目、瀬滝地区における町有地処分と国家安全保障上の責任について。

１点目、前回の３月定例会で防衛省、内閣府に対し将来的な防衛施設用地としての必要性や民間リゾート建設による安全保障上の主張について、公式に意見照会を行うと答弁されましたが、実行されたのか。

２点目、町民との合意形成を図る説明会はいつ行われるのか。

次に２項目、リゾートホテル建設計画をめぐる要望書の受理経緯と、行政運営の公平性・透明性について、本町がどのような未来を描くか。

その過程において最も重視されるべきは、住民の安全確保と、丁寧な合意形成であることは言うまでもありません。しかし、前回の３月定例会における私の一般質問の後、この基本を大きく揺るがす、極めて不自然な事態が明らかになりました。町政への信頼、そして議会への信頼を担保するため、執行部の姿勢を正すべく、具体的に質問いたします。

第１の質問は、要望書受理の経緯と事務手続の妥当性についてです。

３月定例会の一般質問の締切日は２月２０日でありました。その僅か４日後である２月２４日、地域住民からリゾートホテル建設計画の推進を求める要望書が企画財政課に提出され、即座に決裁されています。そして、町長は３月定例会の答弁において、早くもこの要望書を引用し、計画推進の根拠とされました。通常、行政への要望書がこれほど短期間で処理され、即座に町長の公式答弁に反映されることは、極めて異例です。

そこでお尋ねします。１点目、この要望書が提出から即日決裁に至った具体的な経緯と、これほど迅速に手続が行われた理由を説明されたい。

２点目、３月定例会の答弁でこの要望書を引用した町長の意図は何か。特定の推進派の意見のみを意図的に優先し、慎重論を求める多くの住民の声を無視する政治姿勢ではないか。

３点目、議会後、私が資料請求によって取得した要望書の写しは、署名簿が全面黒塗りとなっていました。個人情報保護の観点では理解するものの、公共性の高い事業への要望書として、その信憑性を担保するための地区名や人数などの部分開示さえ行なわなかった法的根拠と合理的理由を伺いたい。

第２の質問は、議員の関与と政治倫理利益相反についてです。

情報によれば、この要望書は、本町の特定の同僚議員が主導して作成し、署名を集めて提出されたものとされています。さらに重大なことに、当該議員は農業委員の職にあり、かつ行政書士として、このリゾート計画を進めている企業の土地買収手続に直接的、間接的に関わっている可能性が浮上しています。これが事実であれば、職務上の立場を利用した特定企業への利益誘導、あるいは議員としての政治倫理に著しく反する利益相反の疑いが生じます。

また、私の一般質問通告書提出の直後にこのような動きがあったことは、議会軽視であり、質問に対する妨害行為、さらには執行部を守るための牽制カウンターとして、町長と結託して用意されたのではないかという疑念すら抱かざるを得ません。

そこでお尋ねします。1点目、農業委員や行政書士の職責にある議員が、特定企業の土地買収に関与しながら裏で推進要望書の作成・提出を主導することは、本町の議会議員政治倫理条例や、公人としてのモラルの観点から容認されるべき行動だと考えるか、町長の見解を伺いたい。

2点目、町長及び執行部は、当該議員が事業者の計画に関与している可能性、利害関係を把握した上で、あのタイミングでの要望書を受け入れ、答弁の根拠としたのか。

3点目、一般質問を妨害し、町長答弁の反論材料を意図的につくり出すため、執行部が当該議員と事前に連携し、結託したのではないかという町民からの疑念に対し、町長はどう身の潔白を証明されるのか、明確な答弁を求める。

第3の質問は、住民の合意形成と公正な行政運営についてです。

リゾートホテル建設のような地域の環境や安全に多大な影響を与える事業において、行政に求められるのは徹底した中立性と公平性です。一部の利害関係者や特定の議員が主導した不透明な要望者ばかりを偏重し、それを大義名分として事業を突き進めることは、到底許されるものではありません。

そこでお尋ねします。1点目、特定の立場にある議員が主導した要望者のみに頼るのではなく、全町民の安全と納得のために、広く公平に声を聴く場、すなわち公聴会や住民説明会を行政指導で改めて設ける意思はあるか。

2点目、特定の利害関係者との密接な連携を疑われるような手法での事業推進は、町政への信頼を著しく失墜させます。町長が目指す公平・公正な町政運営とは一体何なのか、その定義を伺いたい。

以上、執行部の誠実かつ明確な答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○森田 弘光町長

それでは、柏木議員のご質問にお答えしてまいります。

1 点目、瀬滝地区における町有地処分と国家安全保障上の責任について。

その1、3月定例会で防衛省、内閣府に対して、将来的な防衛施設用地としての必要性、また民間リゾート建設による安全保障の指導について、公式に意見照会を行うと答弁されたが、実行したのかということでございます。

お答えいたします。

内閣府と防衛省には照会を行いました。内閣府につきましては、3月5日に担当部署に照会いたしました。前回のメール内容を公式回答として差し支えない旨、連絡をいただいております。内容としましては、繰り返しになるかも知れませんが、「重要土地等調査法に基づく区域指定は、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要がある。この考えに基づいて区域指定をしています。内閣府としては、まず土地等の利用状況調査を確実に実施し、安全保障上重要な施設などに対する機能阻害行為を防止すべく、万全を期してまいりたいと考えております」との回答でございました。また、3月9日には九州防衛局長宛てで文書を発送しておりますが、3月27日付で、「ご指摘の民間リゾート施設建設については承知しておらず、お尋ねについては、確たることを申し上げることは困難です」との回答をいただいております。

1 点目、瀬滝地区における町有地処分と国家安全保障上の責任についてのその2、町民との合意形成を図る説明会はいつ行われるのかということでございます。

お答えいたします。

瀬滝地区に今建設計画のある瀬滝リゾートホテルの住民説明については、町が行うものではなく、事業計画する企業がまずは行うものと認識しております。このことについては、3月の本会議でも申し上げましたが、企業から説明を受けた際に、地元説明会についても、町としては要請をしているところでございます。

2 点目、リゾートホテル建設計画をめぐる要望書の受理経緯と行政運営の公平性・透明性について。

その1、要望書受理の経緯と事務手続の妥当性について。その①、2月20日の一般質問通告締切後2月24日に提出、即日決裁されたという極めて迅速な手続を行われた経緯と理由ということでございます。

お答えいたします。

受付の日付は、行政がその文書を受け取った日を記録するものであり、処理を開始した日になります。したがって、2月24日に決裁が完了したということではございません。受付後に内容確認や閲覧を終えることで最終的な決裁となります。

要望書受理の経緯と事務手続の妥当性について。その②、3月定例会の答弁にお

いて、町長がこの要望書を引用した意図は何かということでございます。

お答えいたします。

そのリゾート計画に対しまして、推進してほしいとの要望書の提出があったという事実をお答えしたところでございます。そこに特別な意図というものはございません。

要望書受理の経緯と事務手続の妥当性についての中で、③資料請求に対し、その署名簿が全面黒塗りであった理由についてはということでございます。

お答えいたします。

要望書の署名欄につきましては、その氏名と住所が記載されており、個人情報保護の観点から黒塗りとさせていただいたところでございます。

2点目のリゾートホテル建設計画をめぐる要望書の受理経緯と行政運営の公平性・透明性についてということの、その2、議員の関与と政治倫理利益相反について。①農業委員や行政職の職責にある議員が、特定企業の土地売却手続に関与しながら、裏で推進要望書の作成・提出を主導することは、本町の議員倫理条例や利益相反の観点から容認されるべき行動だと考えるかということでございます。

お答えいたします。

町といたしましては、天城町議会議員政治倫理条例に関することについては、答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

議員の関与と政治倫理利益相反について。②町長及び執行部は、当該議員が該当事業者の計画に関与している可能性を把握した上で、そのタイミングで要望書を受け入れ、答弁の根拠としたのかということでございます。

お答えいたします。

町としましては、要望書が提出されましたので、通常の対応として、それを受け付けたということでございます。

先ほどもお答えしましたが、答弁については、要望書が提出された事実をお答えしたということでございます。

議員の関与と政治倫理利益相反について。その③一般質問を妨害し、町長答弁の反論材料を意図的につくり出すため、執行部と当該議員が結託して用意させたのではないかという疑念に対する町長の見解でございます。

お答えいたします。

そのような事実はございません。

2点目、リゾートホテル建設計画をめぐる要望書の受理経緯と行政運営の公平性・透明性についての、その3、住民の合意形成と公正な行政運営について。①特定の立場にある議員が主導した要望書のみを偏重せず、全町民の安全と納得のいく

ために、広く公平に声を聴く場（公聴会ですとか住民説明会）を改めて設ける意思はあるのかということでございます。

お答えいたします。

リゾートホテル建設の住民説明会については、先ほどもお答えしましたが、まずは建設を計画する企業が行うものだと認識しており、企業側に要請もしたところがございます。地域住民の意向については尊重したいと、これまでどおり考えております。

住民の合意形成と公正な行政運営について。②特定の利害関係者、企業や議員との密接な連携を疑われるような手法での事業推進は、町政への信頼を著しく失墜させる。町長の目指す公平・公正な町政運営の定義を伺いたいということでございます。

お答えいたします。

全ての町民に対して、公正かつ公平な視点に立ち、透明性の高い行政運営に努めていくということでございます。むーるし語ろう会ですとか各種イベント、集落行事等で多くの方々と対話をし、町民の真のニーズに応え、「暮らし満足度ナンバーワンのまち」の実現を目指していきたいと考えております。

以上、柏木議員のご質問にお答えいたしました。

○10番（柏木 辰二議員）

まず、本題に入る前に少しお話をさせてください。

先月5月19日に瀬戸内町で、奄美郡島市町村議会議員研修会がありました。その中で、講師の方、この方は第32代海上幕僚長を務められた武居智久氏です。その演題として、「嵐吹き荒れる世界と日本—世界の中の奄美大島」という演題で講演をいただきました。皆さん、この議場におられる議員は、皆さん出席してこの講演を聞いています。町長と副町長はそのときいらっしゃらなかったもので、この講演をぜひ聞いていただきたかったなと、そういうふうに思います。その中で、その講師の元海上幕僚長の武居氏がおっしゃったこと、皆さん覚えていると思うんですが、その中で、少し私の印象に残った部分、この奄美大島、特に南西諸島、徳之島含めてこの一帯は、今すごく危険な地帯になっていると。これは新聞報道とか言えないことだということで、既に中国人の方が、日本には80万から今90万を超えているらしいです。そして、鹿児島県でも、たしか150人ぐらいの中国人の方がいらっしゃるそうです。その方がおっしゃったのは、何が危ないか。南西諸島、海域全部防衛上、徳之島は重要なポイントですけども、この中国の国防動員法、これが問題だと、そういうふうにおっしゃっていました。これは話のついでですので、まず、ここで私たちが議員を含めて町長をはじめこの執行部の方、町民の方一人一人なん

ですが、私は考えていただきたいのは、まず、自分たちで我が国を主権と領土を守る。そして、国民一人一人が国を守る強い意思を持つ、この２点だと私は感じています。

そういうことで、私は何回もこの安全保障上の問題から、リゾート建設に関わる、リゾートホテル建設ではないです。それに関わる町有地払下げ、これの不自然、不可解な点をずっと追求してきました。

そういうことで、まず最初に、今日初めてこの話を、この質問を聞く方は分かりづらいと思いますので、少しこの経緯、ここに至った経緯を少し簡単に私のほうから説明をしたいと思います。

まず、これに至った経緯。令和６年９月６日第３回定例会で、一議員がこの件を一般質問しました。一議員は、町有地払下げ等審議委員の委員会の一人でもあります。その中で、９月、まだ払下げ委員会が開かれていない９月３０日に、この件は払下げの申請が上がってきているんですが、その上がる前にこの質問が行われています。そしてその中で、この土地の、天城町町有地払下げ要綱の中で、払下げできるのは天城町に在住する人だとそういうふうな条例もあります。そういうこともありながら、今回の払下げ申請をした、上がる前に、その事前の前の払下げ委員会で、総務課長が上がってきますという情報を示しています。それを受けて、こういった質問が上がっていると私は感じています。そして、その測量費、大分かかるから、企業誘致の観点から、そこは町のを要綱を変えてでもそこは町で見るべきじゃないかと、そういう提案がありました。それに対して、総務課長、もう既に見積りは取ってありますと、約３００万円かかると、そういう答弁がありました。私は、この質問が終わった後に、不自然で不可解な点が多すぎると思って、総務課長に、この件は、議員に全協でしっかり説明をしてくださいと、そういう要請をしました。そしてその説明が、最終的には、１回目の令和６年１０月１７日に議会全員協議会の中で、払下げ申請が上がっているという状況が説明されました。このときに払下げ申請をしていた会社が、皆さんの意見として思っているんですけど、ペーパーカンパニーに近いような会社が、払下げ申請をしていると、天城町の在住の方でもない、この土地は１町歩ですね、そういった１町歩余りの土地の払下げ申請が出ていると。議会のほうではおかしいから、１回取り下げてもらおうようにしてくださいと、そしてしっかりと議会に説明をしてくださいと、そういう要望を出して、その後、それから何ヶ月か、年をまたいで令和７年３月１９日に、リゾート企業のホテル建設、リゾートホテルを建てるとしている企業から、説明会が、私たち議会に説明がありました。そういった経緯で、そこから７年の６月第２回定例会から、私はこの質問をしています。

そういうことで、ここまで言っても、この質問にまだ初めて聞く方は、なかなか内容が分からないと思いますけども、ここは説明をさせてください。しておきます。

そして、次の最初の質問です。1項目の1点目の質問に移らせていただきます。

3月定例会で、防衛省、内閣府に対し、将来的な防衛施設用地としての必要性や、民間リゾート建設による安全保障上の支障について、公式に意見照会を行うと答弁されましたが、実行されたのかという質問です。

これに対して、今、町長は、内閣府には3月5日に照会をしました。3月9日に九州防衛局のほうへ照会をして、3月27日に回答をもらっているということでした。この意見照会の方法ですね。文章として送られているの、こういった形で、この照会の文書なのか電話なのかメールなのか、まずそこからお聞きします。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

議員からの質問後の意見照会についてです。

まず最初に、内閣府、九州防衛局、いずれにもメールで、どちらにこういった文書、議会のほうから照会してほしいというそういう意見があったということで、どの部署に送ればいいのかというのを確認させていただきました。

内閣府につきましては、そういった話をした中で、3月5日の日に内閣府のほうからメールがありまして、3月4日の日の議会での一般質問で答弁する内容について、公式回答として扱っても差し支えないというふうなご意見をいただいたので、内閣府に対しては文書は発送はしておりません。

九州防衛局につきましては、先ほど申し上げましたように、どこのほうに送ったらいいんですかということで確認したら、その送り場所が確認して、そちらのほうに、先ほど申し上げました3月9日に送付しております。

○10番（柏木 辰二議員）

ざっくりでいいんですけども、こういった内容の意見照会だったのか教えていただけますか。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

これは、九州防衛局長宛ての文書になります。町長名で公印も押して3月9日に発出しております。将来的な防衛施設用地としての必要性及び民間リゾート建設による安全保障上の支障について（意見照会）。取りあえず全部読み上げます。

標記の件について、現在、本町瀬滝地区の一部エリアにおいて、民間事業所によるリゾート施設の建設を目的とした用地取得等が進められております。当該地域は徳之島の西側に位置し、海岸線に面していることから、議会一般質問におい

て将来的な防衛施設としての必要性及び民間リゾート建設による安全保障上の支障について質問があり、議論されたところです。つきましては、国防上の観点から、本件に関する意見を照会いたします。回答の可否も含め、3月25日水曜日までにご回答をお願いいたします。

ということで送っております。

○10番（柏木 辰二議員）

その回答も答えていただけますか。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

令和8年3月27日付で九防企地第3945号で天城町長宛に九州防衛局長ということで回答が届いております。

将来的な防衛施設用地としての必要性及び民間リゾート建設による安全保障上の支障について（回答）。関連文書により照会のあった標記について、下記のとおり回答いたします。記、ご指摘の民間リゾート建設について承知しておらず、お尋ねについて確たることを申し上げることは困難です。ということであります。

○10番（柏木 辰二議員）

今の回答であれば、そういった話がなくて、皆さん今自衛隊のよく訓練がありまして、皆さん勘違いしていると思うんですけども、自衛隊のほう、防衛省のほうもそういった情報は既に得ているものだと思っています。私も実際そうでありました。しかし、いろいろと調べてみると、やはり防衛省のほうも海軍、陸軍、その辺との縦はあるんですけど横がないとそういった状況であるふうに私は感じています。ですから、当然私が質問したこういったことも、既に情報を取っているものかなと思ったんですけども、そういったことはないという。私のほうもこの3月の議会前に九州の防衛局、そちらのほうに電話をしまして、一応同じような回答と、私のほうから電話で情報を共有していいですかということで、今までの流れを私のほうでは口頭で説明をいたしました。そして、その方は、「私はこれは情報共有はさせていただきます」ということでした。今後、こういった国の安全保障上の問題を、私は議員としてどういうふうな動きをしたらいいかというふうな、少し問いかけもしましたら、私からこれ言ったんですけど、私は、内閣府だったりこういった実情を要望、それこそ要望書ですかね、要請ですかね、そういうのを作って直接出したほうがいいんですかという話をしたら、そのほうがいいと思いますという回答をもらっています。そして、私はこの議会が終わった後に、私が考えた文章で内閣のほうにこの要請書を出そうと今準備しています。

そして、こういった問題、ちょっと少し話が前後しますが、私は何回も言う

ように、リゾートホテルが問題ではなくて、町有地のこの町当局の考え方ですね、町有地の考え方。このリゾート建設は、その町有地も含めたあの辺一体をリゾートホテル建設すると。そこに14棟のヴィラを建てて、売却をしてその売却した物件が使わないときは、ホテルの経営運営に使うと、そういう説明だったわけですね。それを聞いたときに、私はもうほとんど北海道だったり全国でこういった事例が見受けられますそれと同じことになるんじゃないかと、そういった危機感がありまして、リゾート会社の説明会のときにそういう話もしました。そういった意識、そういった危機を持ってこの質問をしています。これは、後の2項目に続いていきますけども、そういった流れの中で要望書の件もありますから、要望書をしっかりそこは追及しますけども。

そして少し余談ですけども、今皆さんご存じの方もいると思うんですけども、瀬戸内町に周防大島の船で7分で行ける笠戸島ですかね。その島が、今中国人に地元不動産の仲介によって、人口7名しかいないその島の南側を中国人の方に買収されていると。それはすごく問題になっていて、地元ではクラウドファンディングを使って資金を集めて、既に3千500万以上集めてそれで買い戻して、その周辺を、その土地は買えませんから、その周辺を買って、その買われている土地の周辺を買って守ろうと今動いています。この件は、国会でも愛媛県出身の国会議員が取り上げてますし、日本維新の今議員が分かりませんが、もう一人の方がこれ取り上げています。そういうことも、皆さん、もう少し実際に今日本で起きていることを、もう少し身近に感じて、先ほどの幕僚長の話、南西諸島は一番危険な地帯なんだと。今後、台湾有事とかその準備、そういった状況になったときに、この徳之島は、私は一番危ない場所だと思っています。リゾートホテルのどこの話じゃないです。この島自体がなくなる。そんな危険もあるわけです。

そして、今のあの一带です。全てその一带が買い占められてしまって、そこで建ってしまうと、いずれその一带に入れない場所になるわけですよ。

そういったことで、私は、これからの今後の子供たちがここで住みやすく安全に暮らせるそういったことも踏まえてこの質問しているわけですよ。その辺がまず分かってないなと思っています。要望書の件です。また、次行きますけど。

そして、次に2点目です。

町民との合意形成を図る説明会、いつ行われるかというこの質問に対して、先ほど町長は、私は前回もこのリゾートホテル建設を計画しているホテル側の企業説明会ではなくて、行政側としてしっかり考えを持って、そういったことが計画がありますと、そういった説明会をしてほしいわけです。この町有地の払下げ問題ですよ、これは。瀬戸内地区だけの問題じゃないわけですよ。町有地ですから、払下げ。分か

りますか。町有地の払下げということは、町民全体の財産ですよ。町民全体の説明会必要ですよ。そして、安全保障上の国防の観点から考えれば、徳之島全体の問題であります。そういった考えで、私は質問をしています。

そういうことから、再度、これを町側から町民全体への説明会を行う考えはないのか、お聞きします。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

まずは前提条件として、内閣府もお答えしております重要土地等調査法の区域指定というものが行われております。これは、国防に関する重要土地等の調査法の区域指定ですが、徳之島そして本町でも一部区域指定をされております。あとは、基本的な先ほど1回目の答弁でもお答えしましたが、安全保障の確保という観点も一つあります。もう一つは、自由な経済活動の両立ということもしっかり捉えていけないといけないということは、この重要土地等調査法の中でもうたっておりますし、内閣府からのご回答の中でもそのようにうたわれているかというふうに思っております。

今、これは柏木議員に対して反論するということではないんですが、その島全体が、防衛で何も使われないということの観点の中では私はないというふうに考えております。そういう中で、これまでも議会の中で答弁してまいりましたが、国防防衛といわゆる観光開発というものは、私は両立していくんだという観点の中で捉えていきたいというふうのが私の考え方であります。

そういう中で、その計画の中に町有地があるということではありますが、それを私の職権で、無理やり町有地を計画する企業側に売払いするということは、私は毛頭考えておりません。それはやっぱり町民の同意がないと、これは町民の財産ですから、これは町長の財産ではないということだけは町民の方々にも知っていただきたい。やはり、これはしっかりと町民の納得を得て、そしてどこが納得かという、今の中では議会の議決を得るということだと私は思っております。そういった手続の中で、私は進めないといけないというふうには、基本的な考え方を持っております。

昨年の3月18日に、私は初めて計画しているリゾート開発の会社の方々とお会いしました。その中で、いろんなお話をさせていただきました。やはり、一番住民の方々が関心を持っておりますので、まずはどのような形でどのような運営をしていくかということを、ぜひそういう時期が来たら説明をしていただきたいということを要請したところであります。まだその中で、まだそういった機会が来ておりません。

また、町有地についてもいろんなハードルがありまして、議会に提案するところまでは行ってないところだというふうに思っております。

私は、基本的には防衛国防ということと、観光開発というのは両立するということ、町の大事な町民の財産というものは、しっかりと町民の同意を得てやりたいということでもあります。だから、町がまず具体的なそういった計画、そういった詳細な計画も承知していない中で、町がそこで説明会というのは、まずはやっぱり計画する企業がまずは説明会を開くというのが、私は先かなというふうに、私は認識しております。

○10番（柏木 辰二議員）

これは次の2項目の要望書の件につながっていきます。今の町長の答弁。私からすれば、結局は町長はあその場所は防衛上そういった場所とは思わないということですね。そういったことですよね、今の回答は。言ってないですけど、そういうふうに私は捉えていますよ。今の答弁聞くと、この要望書の順位の件に行きますけども、そういった流れで、そういったことが進められると最初に言いました。この点の不審に思った疑念を持ったこのいきさつ話しましたが、そこからずっとつながってきます。

そして、この2項目の第1の質問です。要望書受理の経緯と事務手続の妥当性です。ここは、町長は即日決裁されたという極めて迅速な手続という質問に対して、決裁が完了したということではないという答弁でした。でしたら、なぜ私の質問が、合意形成、20日の日に締め切られました、合意形成あといった質問内容を見て、24日に出されて決裁もされてないその要望書を、あそこで議会の中で答弁したんでしょうか。お答えください。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

議員がその2月24日に提出されて即日決裁というご質問をしているから違いますよって私は答えているだけであって、2月24日に要望書、そういった文書が出た場合は、通常は受付をします。そして、そこで決裁という流れの中でやりますので、2月24日に受付イコール決裁ではないですよということを私は申し上げただけです。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあいつ決裁したんでしょうか。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

その文書を受け付けた日が2月24日でございます。その日に受付印を押して決

裁を回します。議員が一般質問がされたのが3月4日でありました。ですので、いつというのは特定はできないんですが、2月24日から3月3日までの間には、町長は決裁をしているということになります。

○10番（柏木 辰二議員）

課長、決裁は5日ですから決裁をしているはずですよ。日にちはっきり分かっているわけですよ。まずそこ。

○森田 博二企画財政課長

今、私ども役場の中で受信文書になるんです、要望書とかは。その分に関しては、受付日だけを押して、いつ返ってきたというのは記録はしていない状況です、今。発信する文書、起案文書をつけて、それについては、決裁が下りてきた日を記入がされているという状況で、今流れております。

○10番（柏木 辰二議員）

課長じゃなくて町長にお聞きします。いつ印鑑を押したんでしょうか、決裁。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

2月24日に文書というか要望書が届いておるということ。そして、私がいつ決裁したかというのは、私の中では記録を取っておりません。

○10番（柏木 辰二議員）

町長、ちょっと最初から初回の最初の答弁書から、私は不信感余計持ってますけども、町長今自分で言われたこと分かってますか。町長は、8年度の施政方針にも「メモを取ろう」と、そういったことをしっかりうたってますよ。その町長がメモを取らず、そういった覚えてないというのはおかしくないですか。全くおかしい話ですよ。もう一回、答弁をお願いします。

○森田 弘光町長

実際として、2月24日に文書が受付をされております。ただ、今森田企画財政課長がお話のように、その中で、受信文書というものについては決裁日が取らない、そういったことで、今文書の流れはなっておりますので、私はそれに沿って、決裁した日は記録してないということでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

その書類が印鑑を押していれば、決裁日は分かるんじゃないですか。普通に考えて。

○禰 清次郎副町長

この要望書の件ではございませんが、通常決裁を取る際には、起案書なるものをしっかりと取ります。その起案書も、総務課長決裁丙、副町長決裁乙、最終決裁権

者甲ということで、最終の決裁権者が起案をしたものを担当課に回しますが、そのときに決裁年月日という欄があります。そちらに決裁日付が打たれるようになっております。これは、各課に日頃から指導しているんですが、起案日そして決裁日、そういったものについては、特にこういった重要文書いろんな保存年限についてもしっかりと記録をして残しておくということで指導はしておりますし、いろんな申請文書についてもそういった形であります。

今回が、起案文書でなかったというところでございますが、2月24日受付をして、私の中では2月25日翌日じゃないかと思っております。よろしいでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

今町長がいつ決裁したかというところでございます。

町長のスケジュール等ちょっと今正確ではないんですが、確認しております。2月24日からですね、文書を受けたその後、26日には、自衛隊の壮行会がございました。そこに町長も参加しておりますし、また27日は議会の一般質問のヒアリングということを行っておりますので、26、27については在庁されていたというふうに推測されます。ですので、遅くても26か27にはその文書をちゃんと見ていらっしゃるということかと推測いたします。

○10番（柏木 辰二議員）

あのですね、AYTだったりユーチューブ見てる方、全く意味分かりませんよ、これ。結局、私まとめたらこうなりますか。副町長は、2月25日に決裁しました。印鑑押しました。町長は26、27日にいた。どちらかだと思います。どちらですか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

町長が閲覧される文書等、また起案文書もあれば、伝票類の決済伝票もございます。1日に印鑑を押す件数としては、本当に多いときでは出張とかあったままっている場合は、もう何百件という形になります。そういう中での一文書ではございます。また、ちょっと重要な文書でありますので、しっかりと目を通されたかと思っておりますが、いつ町長がそこに印鑑を押したかというのは、ちょっと先ほどの説明の中での間では目を通されたということしか今申し上げられません。

○10番（柏木 辰二議員）

町長、職員にそういう答えさせないで、町長ははっきり言ってください。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

あの今総務課長がお答えしたとおり、26、27のどちらかではその文書につい

ては目を通して、そして印鑑を押したということです。

○10番（柏木 辰二議員）

必ずメモを取ろうという町長にしては少しおかしい状況になってますね。ですから、そういった今の答弁のやり取りも受けて、もっと私の疑念は深まるわけですよ。

これまず最初に聞けばよかったんですけど、この提出、再度ここしっかり時系列で詳細に答えてください。何日に何時頃、誰がこれを持ってきたのか。ここお答えください。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。2時5分より再開します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福総務課長。

○福 健吉郎総務課長

先ほどの2月24日、いつ、誰からその要望書を受け取ったかということの質問でございました。その2月24日の正式な時間についてはちょっと記憶しておりませんが、恐らく午後からだったかと思います。

そこで、今、議場にいらっしゃるある議員の方からその要望書を受け取って、私のほうでは、これは企画財政課の所管であるということで、企画財政課のほうに手渡したところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

最初に、その前で分かりました。先ほど私が経緯、私のこの質問に至った経緯の中で、議員の名前を出しましたけれども、これ、議長、議事録では「一議員」に訂正してください。お願いします。

○議長（上岡 義茂議員）

はい。

○10番（柏木 辰二議員）

はい、分かりました。そこですね。結局、次の質問に行きますよ。もう。感うかもしれませんけれども、時間がないので行きますね。

この順番に行かなきゃいけませんね。

2点目、3月定例会の答弁において、町長がこの要望書を引用した意図は何かと。別にないという答弁でしたが、ないにしては、今までのこの答弁のやり取りの中で

おかしな点がいっぱいあります。

私からすれば、これは意図的にこの特定の議員と打合せをして、この一般質問が出た後に、そういった要望書をどちらかがやったかもしれませんが、打合せをして出したものだと、私はそういうふうに理解しますが、町長、それでいいですか。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

打合せをしたというところについては、事実ではございません。それを私は、柏木議員が、私はそうやって理解しますがいいですかと私に言われても、それについては回答ができないというふうに考えております。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあ、もう一つの理解で、これはある特定の議員が1人、個人でやったというふうに判断させていただきます。

2項目め、要望書1の3ですね。資料請求に対して、署名簿が全面黒塗りであった理由。これについては、町長は何て答えました。ちょっと何でしたっけ。これには、別にこれを個人情報の観点から見せるものではないという答弁でした。ちょっとこれ見てもらっていいですかね。これ、要望書をちょっと。（「マイク、マイク」と呼ぶ者多し）

これは要望書ですね。分かりますか。この要望書をちょっと拡大したものなんですけれども、これを見ていただければですね。これは私が資料請求をしたやつです。この代表者は、この代表、瀬滝集落発展と企業誘致を考える会代表、区長ですね。区長名で出されています。この文章もさすがいい文章ですね。ここには国防の安全保障の件は一つも書いてありません。もちろん推進する側ですから。

最後に、本町の観光振興と地域活性化、さらには南部地区振興の発展のため、この企業による観光施設計画の実現に向けて、行政として積極的なご支援を賜りたく、ここに要請いたします。

もう明らかに、これを町誘致も払い下げて、町は協力してくださいと、そういう要望をしているんです。だから町長も副町長も重要な要望書だと、そういうふうに回答があったと思います。

そして、その資料請求の署名ですね。署名簿、このとおりです。もう全面黒塗りです。これによって消していますから、ぴったり20名なのか。そして世帯、夫婦で署名しているのか。これに持ち込まれた議員も名前が入っているのか。そして結局、世帯であれば、普通カウントするのは1つですね。そういったこともちゃんと精査したのか。そういった要望書の受け取り方をしたのかというのは、すごい疑問なわけです。

町長、こういう黒塗りする理由、個人情報保護の観点からというふうに言われましたけれども、この中に見られたらまずい人がいるわけですか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

その要望書の裏面の署名欄、ちょっと黒塗りで挙げた理由ということでございます。

天城町には、天城町個人情報の保護に関する法律施行条例、令和5年に条例化していますが、その中で不開示情報というのが第3条にございます。3条の第2項のほうに、不開示とする必要があるものとして、条例で……（「不開示」と呼ぶ者多し）不開示情報です。不開示とする必要があるものとして、条例で定めるものは、天城町情報公開条例第7号に掲げる情報とするということです。

その天城町情報公開条例の第7条、公文書の公開義務というところで、「公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかに記載されている場合を除き、開示する」ということですので、ここに記載されているものは開示できないということになります。

それが、1号から6号まであるんですけれども、その中の1号に、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」という条文がございます。これに従いまして黒塗りにしたということでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

個人情報保護は分かりますよ。ですけれども、これは瀬滝地区のある住民の20名としましょうね。人数は分かりませんが、その方たちが署名をして、瀬滝区長の代表名で自信を持って出している要望書じゃないんですか。それがなぜ開示できないのか。その辺をしっかりと誰か答弁してください。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

私どもは、先ほどの条例、2つの条例を見て、そういったものをしっかりと判断した中での対処ということでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

結局、これはもうこんな小さいコミュニティーですから、分かりますよ、誰が出したか。ですから、こういったものを受け取るときに、しっかり精査して決裁をしないと、こういうことになるわけです。こうやって堂々と出した要望書が、今まで黒塗りにされて見せなかったこと、過去にあるんですかね。ちょっと例があれば教

えてください。（「そういう例はないでしょう。例がなければ」と呼ぶ者多し）

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

今、私の記憶の中では、ちょっと思い浮かびません。

○10番（柏木 辰二議員）

ですから、最初から言っているこの件に関しては、裏で結託してやっている可能性が強いわけですよ。この件は一応ここで終わりますね。時間がありませんので。

次の2項目の第2の質問の1点目です。農業委員や行政書士の職責にある議員が、特定企業の土地買収手続等に関与しながら、裏で推進要望書の作成・提出を指導することは、本町の倫理条例や利益相反の観点から容認されるべき行動だと考えるか。これに対して町長は、議員のことですから関係ないという答弁でした。関係あるわけですよ。ここに関わっているわけですよ、町長が決裁して。隠そうとしていますからね。

利益相反、これは簡単に皆さん、知っている方は知っていると思いますが、簡単にご説明します。利益相反とは、信任を得て職務を行う地位にある人物が、立場上追求すべき利益・目的（利害関係）と、その人物がほかにも有している立場や個人としての利益（利害関係）とが、競合ないしは相反している状態をいう。まさにこれです。分かりますね、意味。そういうことです。利益相反は。そして、このこれは、天城町議会議員政治倫理条例第3条が禁ずる、地位の利用、特定企業への利益誘導そのものではないかと私は考えます。

1条、そして、こういった背景を持つ、こういった方が主導してつくった要望書を出して、それが正式な住民の声として答弁に引用した町長の責任は、どういうふうに考えます。町長、どういうふうに責任を考えますか。

○森田 弘光町長

お答えいたしますが、そういったその要望書が出てきたというところの事実があって、それをその議会の場所で開示したということでもあります。まだ私の中では、じゃあそれに向けて、そこのある片方の方にこう特に寄り添って私は行政を進めているとか、そういったことはこの件に関しても進めてはおりません。

ただ、私はこれまでずっと話してきたのは、いわゆる観光開発というものは地域の活性化で、地域の活性化につながるから、私はいろんな意味でリゾート開発、観光開発については進めたいということをやっとこれまでも申し上げてきましたし、またそのようにして活動をしてきたつもりであります。

ただ、やっぱりそこには、ある特定の計画があれば、そこには賛成もありますし、反対もあります。そして、いろんな意見があるということは当然承知していますか

ら、今、私がこの件について、その要望書によって何らか特別な動きをしたということは、私はやっていないつもりであります。

また、そういった意見があるということはしっかりと承知していく。また、この議会でもありますように、慎重な意見もあるということも、つい私は承知しながら、また町長としてどのような判断をしていくか。いろんなこれから許認可の問題が出てくるでしょうから、私はそこについては、しっかりと公平な立場で判断していきたいという、そういった私は今、考え方でおります。

○10番（柏木 辰二議員）

ちょっと熱を冷ますために話を変えて、農業委員会の事務局の方にちょっと確認したいと思います。

このエリア一帯ですね。この農地転用とか、農地法3条・4条・5条の申請ですね。この当該議員の名前で出されていたことはないですか。

○廻 美沙農業委員会事務局長

お答えいたします。

申請書については、申請者の名前で書かれていたと承知しております。

○10番（柏木 辰二議員）

私もちょっとネットで調べたら、なかなか分かりづらいですね、議事録。それはそういうことであればいいとして、もし仮に、仮にですよ。そこに関わっていて、関わっている委員がそこにその会議に入って、退出、除斥していなければ、これは手続の公正性を著しく損なうわけですよ。自分の成績を自分で採点するようなものであるわけです。今後、もしそういった事例が起こり得るときは、ぜひ局長、注意してください。

そして、行政書士は、官公署に提出するプロですけども、議員という公的地位を利用して業務を受注したり、不当な圧力をかけたりすることは禁じられています。こういったことから、行政書士法上のこれは抵触するのではないかと私は考えています。

じゃあ、これ2項目の第2の②点目ですね。町長及び執行部は、当該議員が——あれどこだったかな。そうです。当該議員が該当事業者の計画に関与している可能性を把握した上で、あのタイミングでの要望書を受け入れ、答弁の根拠としたのか。先ほどの答弁からは、全くそういうことは承知していないという町長の答弁でした。ですけども、こういった今、一連の私がずっとこう取り上げたこの問題からすれば、これは白ではないですね。グレーでもないですよ。もう黒に近いと私は思います。はい。

そして、この第2の質問の3点目、一般質問を妨害して、町長答弁の反論材料を

意図的につくり出すため、執行部と当該議員が結託して用意させたのではないかという疑念に対する町長の見解ですね。これは町長は、私はないと。ということは、この持ってきた提出した議員が、勝手に自分で町長に忖度するために、こういった文章を主導してつくって要望書を出したということですね。はい。

じゃあ、次の２項目の第３の質問の１点目、特定の立場にある議員が主導した要望書のみを偏重せず偏って判断せずです。全町民の安全と納得のために、広く公平に声を聴く場（広聴会や住民説明会）を改めて設ける意思があるかと。

これに対して町長は、これは行政側ではなくて、それを計画している企業側からの説明だと、あくまでもそういった答弁でしたけれども、私が今、取り上げているのは、町有地払下げの件ですね。ここがこの在り方が相当におかしいと。そういった町有地が、ほかの町でもこんな大きな土地が簡単に、天城町在住でない人から申請を上がって、それを受理し、例えば通って払下げ申請が出されると。もうもってのほかが間違っていると思います。

そこでちょっと聞くのを忘れました。総務課長、この土地、今現在はどうなっていますか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

３月議会でもお答えしたとおりなんですけれども、今のところ進展はございません。ちょっと法務局とのまだ、その法務局との擬議がまだ解決できない状況にあるということでございます。

３点ございました。今現在、その当該エリアが大体２haぐらいで、その前回払下げを申請してきた用地が大体おおよそ１町歩ございます。それと道路、県道を、旧県道を挟んでおります。

また、その北側のほうにも約１町歩ほどございますが、それを１つの番地を今、分筆したいという段階にございますが、その中で旧県道用地の字図上ですね、地番が残っていたり、もう既に、その北側に畑総地区があるんですけれども、もう畑総地区にこう土地を向こうに、畑総地区のほうに分配された方の分が残っている。またその売買された用地との境界が、まだその向こうが持っている、法務局が持っている字図とちょっと整合性が取れないというところで、今こうなかなか進めない状況にあるところでございます。

○１０番（柏木 辰二議員）

そういった状況であれば、ここは難しい場所だと私は感じていますが、あくまでも払下げを前提に動いていると思われるような行動というか、今回のことも含めて、こういったことは絶対にやらないでもらいたいと私は思います。

そして、この２項目の第３の質問で２点目ですね。特定の利害関係者（企業や議員）との密接な連携を疑われるような手法での事業推進は、町政への信頼を著しく失墜させる。町長の目指す公平・公正な町政運営の定義を伺いたい。

この質問に対して、私はそのようなことはない。全体を見てそういう意見を聞きながら進めたいというふうな感じの答弁でしたが、今、その答弁はきれいな答弁ですけれども、中身は全くおかしいことになっているんじゃないかと、私は今日この質問を通して、最終そういった感想を持ちました。

それで、こういった住民から要望があった等の答弁を盾に使われた町長ですね。私が盾です。その要望書が、特定議員がビジネスパートナーのためにつくったものだと知っていたのであれば、それはもはや住民の純粋な声ではないわけです。

私は、３月議会で住民の不安や合意形成の重要性を問いました。それに対し、身内、その議員がつくった要望書をぶつけて論点をそらそうとするこの行為は、真摯に質問する議員への妨害であり、ひいては町民と議会を軽視するものだと私は考えます。

町長、このリゾート計画において、行政は、一部の推進派、特定議員とだけ密通して、慎重な意見を持つ住民を切り捨てるつもりなのか。今後どのように中立性を担保するのか。明確な答弁をお願いします。

○禰 清次郎副町長

町長の答弁にもございましたが、町民の意見を尊重するというところでございます。今、行き違いがあるようでございますけど、説明責任はしっかりと果たしてまいります。

○１０番（柏木 辰二議員）

皆さん、この前回の会議録、皆さんが答えたことをしっかりもう一回読み込んでください。次回あたり、またこれ時間があればやります。

この中で、この答弁のこの会議録を読めば、明らかにそういった方向で一緒に進んでいるような感じに取れます。これは第三者が聞けば、聞いてこういう話をする、間違いないじゃないかと、そういうふうな答えしかありません。皆さんはそれに気づいていないかもしれませんが、第三者、全く関係ない人がこれを聞いたときに、それは全くそうじゃないかというふうにしか捉えられません。

そういうことで、今回、私は、前回の議会でそういった要望書が上がって、それを町長は、それを反論材料に使って個人議員の質問を妨害した。そういったことだと私は理解しています。

そういったことを踏まえて、私は今回、この議会が終わった後に、議会政治倫理条例の中の申請、審査請求書、これを出したいと思いますので、議長、しっかりま

たそこを取り計らいをお願いいたします。

それを早急にしないと、また改選前に妨害とかまた取られかねませんので、ここはしっかりと倫理条例の中で審査をしていただいて回答をもらうように。そうすれば、その議員がどれだけ関わっていたか、その企業とのそういった関わりがあるのか、はっきりすることだと思います。

この議場で聞いても執行部は答えられない問題ですから、そこはしっかりと倫理条例で、私は請求書を出して審査してもらいたいと思いますので、議長のほうには取り計らいを要請しまして、お願いをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、柏木辰二議員議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は午前１０時から開会をいたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまです。

散会 午後 ２時２９分